

令和元年12月臨時会

宮古地区広域行政組合議会会議録

令和元年 12月3日 開会

令和元年 12月3日 閉会

宮古地区広域行政組合

宮古地区広域行政組合告示第17号

令和元年12月宮古地区広域行政組合議会臨時会を次のとおり招集する。

令和元年11月18日

宮古地区広域行政組合
管理者 宮古市長 山本正徳

1 期 日 令和元年12月3日（火）午後1時

2 場 所 宮古市役所5階議場

3 付議事件

(1) 令和元年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第3号）

(2) 宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(3) 岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについて

令和元年12月宮古地区広域行政組合議会臨時会

令和元年12月3日（火曜日）

午後1時開議

議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第1号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関する専決処分について
- 日程第 4 議案第1号 令和元年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 5 議案第2号 宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第3号 岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについて

出席議員（13名）

1番	合 砂	丈 司	君	2番	木 村	誠 君
3番	八重樫	龍 介	君	4番	阿 部	吉 衛 君
5番	伊 藤	清 君		6番	高 橋	秀 正 君
7番	畠 山	昌 典	君	8番	畠 山	拓 雄 君
9番	落 合	久 三	君	10番	豊間根	信 君
11番	黒 沢	一 成	君	12番	中 村	勝 明 君
13番	藤 原	光 昭	君			

欠席議員（なし）

説明のための出席者

管 理 者	宮 古 市 長	山 本	正 徳 君
副 管 理 者	宮 古 市 副 市 長	佐 藤	廣 昭 君
事 務 局 長		大 森	裕 君
総 務 課 長		山 本	克 明 君
施 設 課 長		田 中	晋 君
施 設 課 主 幹		坂 本	好 治 君
消 防 長		上 沢	隆 君
消 防 次 長 兼 消 防 課 長		小 林	達 広 君
総 務 課 長		畠 山	毅 君
指 令 課 長		中 村	光 宏 君

議会事務局出席者

書	記	坂 本	百 洪 君
書	記	館 洞	秀 徳 君

◎開 会

- 議長（藤原光昭君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しましたので、これより令和元年12月宮古地区広域行政組合議会臨時会を開会いたします。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（藤原光昭君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、11番、黒沢一成君、12番、中村勝明君を指名いたします。
-

◎会期の決定

- 議長（藤原光昭君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
本会議の会期について議会運営委員会で審議した結果、本日1日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（藤原光昭君） 異議なしと認めます。
よって、会期は1日間と決定いたしました。
-

◎報告第1号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関する専決処分について

- 議長（藤原光昭君） 日程第3、報告第1号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関する専決処分についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

大森事務局長。

- 事務局長（大森 裕君） 報告1-1ページをお開き願います。

報告第1号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関する専決処分についてご報告いたします。

本報告は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定されております宮古地区広域行政組合管理者の専決処分事項につきまして、次のページの専決処分書のとおり専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告を行うものでございます。

専決処分の内容についてご説明いたしますので、1-2ページ、専決処分書をお開き願います。

令和2年3月31日をもって盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合が解散することに伴い、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させること及び岩手県市

町村総合事務組合規約を変更することの協議に関し、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたものでございます。

専決処分した年月日は、令和元年11月18日でございます。

なお、1－3ページ以降に、岩手県市町村総合事務組合規約の変更に係る内容等を添付しております。

報告1－1ページにお戻り願います。

令和元年12月3日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

以上、ご報告いたします。

○議長（藤原光昭君） 説明が終わりました。

本件については議会が委任している事項でございますが、何か質問ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） ないようですので、本件はこれで終わります。

◎議案第1号 令和元年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第3号）

議案第2号 宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（藤原光昭君） 日程第4、議案第1号 令和元年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第3号）及び日程第5、議案第2号 宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の2件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大森事務局長。

○事務局長（大森 裕君） 令和元年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第3号）及び宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、一括してご説明をいたします。

議案集1－1ページをお開き願います。

議案第1号 令和元年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ782万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億7,052万4,000円とするものでございます。

令和元年12月3日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

初めに、歳出からご説明いたしますが、各費目に計上しております給料、職員手当などの人件費の補正は、人事院勧告に伴う給与改定のほか、職員の採用、退職、異動及び支給実績見込みによるものでございます。

内容につきましては、給与費明細書に記載しておりますので、1－10ページをお開き願います。

1の一般職の（1）総括の比較の欄をご覧ください。給料が565万7,000円の減額、職

員手当が1,125万2,000円の増額、共済費が203万4,000円の増額、合計762万9,000円の増額が今回の補正額の主なものとなります。

それでは、改めまして、歳出をご説明いたしますので、1－6ページ、1－7ページにお戻り願います。

なお、人件費に係る補正の説明は省略させていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、人件費に係る補正でございます。

3款衛生費、2項清掃費、2目ごみ焼却施設費は、人件費に係る補正でございます。

3目埋立処分地施設費及び4目し尿処理施設費は、人件費に係る補正のほか、19節負担金補助及び交付金の人事異動及び支給実績による補正でございます。

6目リサイクル施設費は、人件費に係る補正でございます。

1－8ページ、1－9ページをお開き願います。

4款消防費、1項消防費、1日常備消防費は、人件費に係る補正のほか、19節負担金補助及び交付金を人事異動及び支給実績により補正するものでございます。

以上が歳出でございます。

次に、歳入をご説明いたしますので、1－4ページ、1－5ページにお戻りに願います。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目組合負担金782万4,000円の増額は、歳出でご説明いたしました事項の増減額を踏まえ、1節総務を86万8,000円の減額、2節衛生を98万9,000円の増額、3節消防を770万3,000円の増額をするものでございます。

以上が補正予算の内容でございます。

続きまして、議案集2－1ページをお開き願います。

議案第2号 宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、本年8月に、人事院から国家公務員の給与等の改正について勧告がなされたことを踏まえ、先般、国会において関係改正法案が可決成立したことから、宮古地区広域行政組合におきましても同様に国の給与改定に準じ、一般職の職員の給料月額、勤勉手当の支給割合及び通勤手当の支給限度額を改定しようとするものでございます。

初めに、第1条でございますが、表の1の項の勤勉手当につきましては、一般職の令和元年12月の勤勉手当の支給割合を現行の100分の92.5から100分の97.5に改めるもので、令和元年12月1日から遡及して適用しようとするものでございます。

次に、表の2の項についてご説明いたします。

通勤手当の支給限度額を3万5,000円から4万9,300円に改めるもので、令和2年1月1日から施行しようとするものでございます。

2－2ページをお開き願います。

表の3の項についてご説明いたします。消防吏員の階級の見直しに伴い、5級に消防司令の行う職務を追加し、6級を消防司令長の行う職務及び困難な業務を分掌する消防司令の行う職務に、7級を消防監の職務及び困難な業務を分掌する消防司令長の行う職務に、8級を消防正監の行う職務に改めるもので、令和2年4月1日から施行しようとするものでございます。

2-2ページから2-5ページまでの別表第1の行政職給料表及び2-5ページ下段から2-10ページまでの別表2の消防職給料表は一般職に適用される改正後の給料表で、平成31年4月1日に遡及して適用しようとするものでございます。

2-10ページをお開き願います。

第2条は、第19条勤勉手当について、一般職の令和2年度以降の勤勉手当の支給割合を100分の95に改めるものがございます。これらの手当につきましては、令和2年4月1日から施行しようとするものでございます。

附則についてご説明いたしますので、2-10ページの下段をご覧ください。

第1項、第2項及び第3項につきましては、本条例の改正の施行期日等について定めたものでございます。

第4項は、改正前の給与条例に基づいて支給された給与は改正後の給与の内払とみなすとするものでございます。

第5項は、本条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるとするものでございます。

第6項は、本年10月定例会において議決をいただきました成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整理に関する条例におきまして、一部改正を行った宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の施行期日が令和元年12月14日となっていることから、第1条の表の1の項の改正内容のとおりと改めることとし、施行期日の隔たりを整理するものでございます。

以上が条例改正の主な内容でございますが、議案の朗読は省略させていただきます。

令和元年12月3日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

理由、人事院勧告等の内容に鑑み、一般職の職員の給料月額等の改定とともに、本組合の消防吏員に係る階級を見直すことに伴う所要の改正をしようとするものである。これがこの条例案を提出する理由でございます。

以上、令和元年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第3号）及び宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして一括してご説明いたしました。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（藤原光昭君） 説明が終わりました。

これより議案第1号に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 令和元年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第2号に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 質疑ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案は原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号 宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

会 計		宮古地区広域行政組合一般会計		(単位・千円)	
款	項	補正前の額	補 正 額	計	
1 分担金及び負担金		2,992,539	7,824	3,000,363	
	1 負担金	2,992,539	7,824	3,000,363	
補正されなかった款項にかかる額		170,161		170,161	
** 歳 入 合 計 **		3,162,700	7,824	3,170,524	

2 歳出

会 計		宮古地区広域行政組合一般会計		(単位・千円)	
款	項	補正前の額	補 正 額	計	
2 総務費		89,202	△868	88,334	
	1 総務管理費	88,822	△868	87,954	
3 衛生費		1,031,028	989	1,032,017	
	2 清掃費	1,031,018	989	1,032,007	
4 消防費		1,999,831	7,703	2,007,534	
	1 消防費	1,999,831	7,703	2,007,534	
補正されなかった款項にかかる額		42,639		42,639	
** 歳 出 合 計 **		3,162,700	7,824	3,170,524	

◎議案第3号 岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求める
ことについて

○議長（藤原光昭君） 日程第6、議案第3号 岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大森事務局長。

○事務局長（大森 裕君） 議案集3-1ページをお開き願います。

議案第3号 岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについてご説明いたします。

本議案は、先ほど報告第1号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組規約の一部変更の協議に関する専決処分について、そしてご報告いたしましたことに関連する議案でございます。

議案の内容は、令和2年3月31日をもって盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合が岩手県市町村総合事務組合から脱退することに伴う財産処分を別紙のとおりとするものの協議に関し、地方自治法第289条及び第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上が議案の主な内容でございますが、議案の朗読は省略させていただきます。

令和元年12月3日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

理由、令和2年3月31日をもって盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合が岩手県市町村総合事務組合から脱退することに伴い、退職手当の支給に関する事務に係る財産処分を行うことについて関係団体と協議しようとするものである。これがこの議案を提出する理由でございます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（藤原光昭君） 説明が終わりました。

これより議案第3号に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについては原案のとおり可決されました。

◎閉 会

○議長（藤原光昭君） これをもちまして、本会議に付議された議案案件の審議は全て終了いたしました。

よって、令和元年12月宮古地区広域行政組合議会臨時会を閉会といたします。

大変ご苦勞さまでございました。

午後 1時21分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

宮古地区広域行政組合議会議長 藤原 光昭

署 名 議 員 黒沢 一成

署 名 議 員 中村 勝明